

平成28年2月26日裁決

## 主文

後記「理由」欄の第2の2記載の原処分を取り消す。

## 理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、障害認定日を平成〇年〇月〇日とし、同日を受給権発生日として、厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)による障害厚生年金及び国民年金法(以下「国年法」という。)による障害基礎年金(以下、併せて「障害給付」という。)の支給を求めるとのことである。

### 第2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、もやもや病、脳梗塞及び脳出血(以下、これらは相当因果関係を有する一連の傷病であることから、併せて「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、障害認定日による請求として、障害給付の裁定を請求した。
- 2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「今回請求された傷病(もやもや病 脳梗塞 脳出血)は、平成〇年〇月〇日を障害認定日として、既に保険給付を行うことと決定(〇〇)された傷病(もやもや病 脳梗塞 脳出血)と同一傷病であり、重複請求であるため。」という理由により、裁定請求を却下する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服として、〇〇厚生局社会保険審査官(以下「審査官」という。)に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。その不服の理由の要旨は、本裁決書添付の別紙に記載のとおりである。

### 第3 当審査会の判断

- 1 本件記録、本件手続の全趣旨及び当審査会に顕著な事実によれば、第2記載の

事実のほか、①請求人は、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、当該傷病により障害の状態にあるとして、初診日を平成〇年〇月〇日、障害認定日を平成〇年〇月〇日とし、障害認定日による請求として、障害給付の裁定を請求したが、厚生労働大臣は、請求人に対し、平成〇年〇月〇日付で、当該傷病の初診日が平成〇年〇月〇日であり、平成〇年〇月〇日現在において治っていない(症状が固定していない)ので、障害認定日が到来していないとして、障害給付を支給しない旨の処分をし、請求人は社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に再審査請求をしたが、当審査会は、平成〇年〇月〇日付で、再審査請求を棄却する旨の裁決をし、②請求人は、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、当該傷病により障害の状態にあるとして、障害認定日による請求として障害給付の裁定請求をし、厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、平成〇年〇月〇日を受給権発生日として障害等級1級の障害給付を支給する旨の処分をし、③請求人は、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、障害認定日は平成〇年〇月〇日であるとして、当該傷病により障害の状態にあるとし、障害認定日による請求として、障害給付の裁定を請求したが、厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、当該傷病について、初診日は平成〇年〇月〇日であり、平成〇年〇月〇日現在において治っていないので、障害認定日が到来していないとして、障害給付を支給しない旨の処分(以下、①ないし③に係る各処分を併せて「先行各処分」という。)をしたことが、それぞれ認められる。

- 2 傷病により障害の状態にあることを理由とする障害給付の裁定請求につき、既に処分がされ、これが確定している場合に、同一の傷病により障害の状態にあることを理由に、同一の内容の裁定を繰り返し請求することは、処分の形式的確定

力に反する上、裁定請求の濫用とも考えられることから、原則として許されないものと解されるが、既になされた処分について実質的に再検討を要すると認めるに足る新たな事実や資料に基づいて裁定請求がなされ、裁定請求の濫用というべき事情も存しない場合には、従前に行われた処分に裁判におけるような既判力が認められているわけではないことから、その請求は例外的に許されるものと解するのが相当である。

本件にあっては、先行各処分に照らせば、同一の傷病に基づく障害を理由に、前記1記載の①及び③と同じく、障害認定日を平成〇年〇月〇日であるとし、障害認定日による請求として、再び裁定を求めているものではあるが、保険者は、先行各処分の後の平成〇年〇月〇日付で、当審査会が、障害の認定及び給付の公平を図るための尺度として、これに依拠するのが相当と考えている「国民年金・厚生年金保険障害認定基準について」（以下「認定基準」という。）を改正し、その第3第1章第18節／その他の疾患による障害の「2 認定要領」に、(4)として、従前の認定基準にはなかった遷延性植物状態についての取扱いに関する記述を加え、その中で、新たに、「遷延性植物状態については、次により取り扱う。」として、「障害の程度を認定する時期は、その障害の状態に至った日から起算して3月を経過した日以後に、医学的観点から、機能回復がほとんど望めないと認められるとき（初診日から起算して1年6月以内の日に限る。）とする。」と定めるに至ったことが認められ、加えて、請求人からは、本件の裁定請求では、前記1記載の③に係る裁定請求において提出された、平成〇年〇月〇日現症に係る平成〇年〇月〇日付診断書に代えて、現症日を同じくするものであるが、平成〇年〇月〇日付診断書が提出され、さらに、平成〇年〇月以降、平成〇年〇月まで、「遷延性意識障害が続き、有意な反応がない。ずっと入院中。」であるとす

る再審査請求代理人作成の書面が提出されるなど、新たに先行各処分後の事情に関する資料が提出されていることも認められ、これらの内容は、後述するように、本件裁定請求に関して、当該傷病による障害の程度を認定すべき時期を判断する上で検討に値するものと評価できることから、本件の裁定請求を先行各処分に係る裁定請求と重複する請求であるとして却下するのは相当でないと考える。

### 3 障害認定日について

(1) 障害認定日による請求により障害等級2級以上の障害給付の支給を受けるためには、障害認定日におけるその傷病による障害の状態が国年法施行令（以下「国年令」という。）別表に定める程度に該当する状態にあることが必要であり、障害等級3級の障害厚生年金の支給を受けるためには厚年法施行令別表第1に定める程度に該当する状態にあることが必要とされている。

そこで、請求人の当該傷病に係る障害認定日について検討するに、厚年法第47条及び国年法第30条によれば、障害の程度を定めるべき日を「障害認定日」とし、「障害認定日」とは① 疾病にかかり、又は負傷した者が、その傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」という。）から起算して1年6月を経過した日、及び② ①の期間内にその「傷病が治った」ときは、その日とする旨を定めている。そして、認定基準の「第1 一般的事項」の「5 傷病が治った場合」では、「「傷病が治った場合」とは、器質的欠損若しくは変形又は機能障害を残している場合は、医学的に傷病が治ったとき、又は、その症状が安定し、長期にわたってその疾病の固定性が認められ、医療効果が期待し得ない状態に至った場合をいう。」とされ、さらに、その「第3 障害認定に当たっての基準」の第1章第18節／その他の疾患による障害では、「遷延性植物状態については、次により取

り扱う。」として、上記のとおり、「障害の程度を認定する時期は、その障害の状態に至った日から起算して3月を経過した日以後に、医学的観点から、機能回復がほとんど望めないと認められるとき（初診日から起算して1年6月以内の日に限る。）とする。」とされている。なお、厚年法施行規則第47条の2の2第1項第7号及び国年法施行規則第33条の2の2第1項第7号では、遷延性植物状態とは、意識障害により昏睡した状態にあることをいい、当該状態が3月を超えて継続している場合に限ると定められている。

(2) そして、本件記録によれば、以下の各事実を認めることができる。

(略)

(3) 以上によれば、請求人は、平成〇年〇月〇日に左片麻痺が出現して、同日を初診日として、脳梗塞、もやもや病と診断され、同年〇月〇日に右血行再建術を受けたところ、同年〇月〇日に、術後過灌流によると思われる脳出血を発生して重度意識障害となり、開頭血腫除去術が施行されたものの、意識障害は遷延し、一時的にうなずきや離握手があったとされているものの、その状態からは改善とはいいがたく、合併して生じた細菌性髄膜炎及び脳室内膿瘍に対する外科療法などが施される経過を経て、平成〇年〇月〇日には両側脳室ドレーンを抜去したが、脳室は拡大した状態にあり、同年〇月〇日において、両上下肢の各関節の筋力はすべて消失し、日常生活における動作の障害の程度は、上下肢のすべての動作について、一人で全くできない、あるいは、支持や手すりがあってもできないとされ、遷延性意識障害、四肢麻痺の状態にあって、医学的観点から、これ以上の機能回復はほとんど望めず、根本的治療方法がない疾病であり、今後回復は期待できないと診断されており、その後においても、遷延性意識障害が続き、有意な反応がない状態で

あることが認められるのである。したがって、請求人は、当該傷病に係る初診日と認められる平成〇年〇月〇日から1年6月以内であって、重度意識障害となった日から3か月以上を経過した後の平成〇年〇月〇日の時点において、遷延性植物状態にあり、医学的観点から、機能回復がほとんど望めないと認められる状態であったというべきであり、同日を障害認定日と認めるのが相当である。

#### 4 障害認定日における当該傷病による障害の状態について

請求人の当該傷病による障害により、障害等級1級の障害給付が支給される障害の程度としては、国年令別表に、「前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの」（9号）が掲げられている。

そして、認定基準の「第2 障害認定に当たっての基本的事項」の「1 障害の程度」によれば、上記の「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度」とは、他人の介助を受けなければほとんど自分の用を弁ずることができない程度のもので、例えば、身のまわりのことはかろうじてできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね就床室内に限られるものである、とされている。

また、認定基準の第3第1章第18節／その他の疾患による障害では、遷延性植物状態については、日常生活の用を弁ずることができない状態であると認められるため、1級と認定する、とされている。

したがって、障害認定日である平成〇年〇月〇日における請求人の当該傷病による障害の状態は、遷延性植物状態に

あつて、日常生活の用を弁ずることができない状態にあるとして、障害等級1級に該当するものと認められる。

- 5 以上によれば、請求人には、障害認定日を平成〇年〇月〇日とし、同日を受給権発生の日として、障害等級1級の障害給付が支給されるべきであり、これと異なる原処分は相当でないので、これを取り消すこととし、主文のとおり裁決する。